

○三重県屋外広告物条例の規定による区域及び区間の指定（昭和57年6月21日三重県告示第313号）

改正	昭和58年12月23日三重県告示第686号 昭和60年 3月15日三重県告示第112号 平成 4年 7月24日三重県告示第389号 平成 9年 4月 8日三重県告示第792号 平成11年12月28日三重県告示第620号 平成14年 3月29日三重県告示第196号 平成16年 5月11日三重県告示第419号 平成18年 8月15日三重県告示第567号 平成19年 3月30日三重県告示第263号 平成21年 3月31日三重県告示第229号 平成23年 3月22日三重県告示第180号 平成24年 5月25日三重県告示第379号 平成26年 3月28日三重県告示第240号 平成28年 3月 8日三重県告示第168号 平成30年 1月30日三重県告示第 63号 令和 4年 3月18日三重県告示第122号 令和 7年 3月21日三重県告示第176号	昭和59年10月12日三重県告示第488号 平成 2年10月26日三重県告示第571号 平成 7年 4月18日三重県告示第228号 平成10年 3月 3日三重県告示第 97号 平成13年 3月21日三重県告示第139号 平成15年11月28日三重県告示第711号 平成17年 3月31日三重県告示第299号 平成18年10月 6日三重県告示第660号 平成20年 2月29日三重県告示第114号 平成22年 3月26日三重県告示第177号 平成24年 3月27日三重県告示第226号 平成25年 3月29日三重県告示第223号 平成27年 2月20日三重県告示第107号 平成29年10月27日三重県告示第753号 令和 2年 3月 6日三重県告示第131号 令和 5年12月 1日三重県告示第754号
----	---	--

三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」という。）第3条から第5条までの規定により知事が指定する区域及び区間を次のように定め、昭和57年7月1日から施行する。

1 条例第3条第1項第1号ただし書の知事が指定する区域（禁止区域から除く区域）

伊勢市内の一般国道23号のうち同市中村町地内の市道北中村桜木町線との交差点から同市宇治浦田町地内の県道伊勢磯部線との交差点までの区間の両側300メートル以内の区域

2 条例第3条第1項第5号の知事が指定する区間（道路、鉄道等の禁止区間）

(1) 道路

路線名	禁止区間
一般国道 1号	亀山市関町新所地内の一般国道25号との交差点から同市鈴鹿峠の滋賀県境まで
一般国道 23号	1 中勢バイパスのうち津市内の区間及び鈴鹿市内の区間 2 伊勢市黒瀬町地内の県道伊勢南島線との交差点から同市中村町地内の市道北中村桜木町線との交差点まで 3 伊勢市宇治浦田町地内の県道伊勢磯部線の交差点から同市宇治今在家町隣接民有地117番地先まで
一般国道 25号	1 亀山市関町新所地内の一般国道1号の分岐点から同市加太市場地内の中出橋まで 2 亀山市加太北在家地内のJR関西本線との交差点から伊賀市柘植町地内の県道加太柘植線との分岐点まで 3 伊賀市白檜地内の白檜橋から同市治田地内の県道治田山出線との分岐点まで 4 伊賀市治田地内の市道治田尾山線との分岐点から奈良県境まで
一般国道 42号	1 紀宝町井田地内の紀伊井田駅前より御浜町の方角へ500メートルの地点から紀宝町と御浜町との境界より和歌山県の方角へ100メートルの地点まで 2 熊野市大泊町字脇ノ谷278番地2から同市大泊町地内の小阪トンネルまで 3 熊野市飛鳥町大又地内の市道大久保平線との分岐点より尾鷲市の方角へ350メートルの地点から尾鷲市南浦地内の樋の口橋まで

	4 尾鷲市坂場町地内の坂場橋より紀北町の方 向へ200メートルの地点 から紀北町相賀地内の銚子橋より尾鷲市の方 向へ150メートルの地点 まで
	5 紀北町馬瀬地内の大船橋から同町三浦字太地778番地先まで
	6 紀北町東長島字柳ヶ谷地内の町道片上1号線との交差点より尾鷲市 の方 向へ250メートルの地点から大紀町大内山河内地内の新長助橋ま で
	7 大紀町大内山本駒地内の町道駒柏崎線との交差点から同町柏崎地内 の町道沖田線終点（坂津橋側）との分岐点まで
	8 大紀町柏野地内のJ R紀勢本線との交差点から同町阿曾地内の町道 登利線終点（藤ヶ野側）との分岐点より紀北町の方 向へ200メートルの 地点まで
	9 大紀町里地内の町道里三瀬坂線との分岐点から大台町佐原地内の船 木大橋まで
	10 鳥羽市堅神地内の堀通小橋から伊勢市二見町松下地内の池之浦橋 （起点側）まで
	11 伊勢市二見町松下地内の市道松下2号線との分岐点より明和町の方 向へ350メートルの地点から同市二見町松下地内の市道松下3号線終 点（東側）との分岐点まで
	12 伊勢二見鳥羽ラインの全区間
	13 伊勢市二見町江地内の起点から明和町の方 向へ35メートルの地点ま で
一般国道 163号	1 京都府境界から伊賀市島ヶ原殿川地内の丸山橋まで 2 津市美里町北長野地内の中砂橋から伊賀市上阿波地内の汁付橋まで 3 伊賀市猿野地内の市道大佛寺線との分岐点から同市寺田地内の寺田 橋より津市の方 向へ500メートルの地点まで 4 津市大字殿村字大垣内1459番地から同市南河路神納町363番地4ま で
一般国道 165号	1 奈良県境から名張市安部田地内の市道鹿高8号線との分岐点まで 2 伊賀市伊勢路地内の新薬師橋から津市白山町垣内地内の県道垣内御 城線との分岐点より伊賀市の方 向へ500メートルの地点まで
一般国道 167号	1 志摩市阿児町鶴方地内の市道神杣線との交差点から鳥羽市白木町地内の広 田橋まで（磯部バイパスを經由する区間） 2 鳥羽市白木町字細田68番3から伊勢市二見町松下字滝落1944番1まで （第二伊勢道路）
一般国道 169号	1 和歌山県境（七色ダム）から熊野市五郷町地内の一般国道309号との 分岐点まで 2 熊野市五郷町桃崎地内の桃崎トンネルより奈良県の方 向へ100メー トルの地点から奈良県境まで
一般国道 260号	1 志摩市阿児町鶴方地内の市道神杣線との交差点から同市阿児町鶴方 地内の赤松ヶ谷交差点まで 2 志摩市志摩町片田地内の深谷大橋から同市志摩町御座字城山118番 地まで 3 志摩市浜島町浜島地内の市道桧山路浜島線との分岐点から同市浜島 町南張地内の城之橋まで 4 志摩市浜島町（南張海岸側）と南伊勢町との境界から南伊勢町五ヶ 所浦地内の南勢小学校西入口前まで 5 南伊勢町船越地内の西之谷橋から同町内瀬地内の高浜橋まで 6 南伊勢町斉田地内の斉田橋から同町押湊地内の町道沖田線起点（旧

	押淵橋側) との分岐点まで
	7 南伊勢町押淵地内の県道礪浦押淵線の終点から同町道方地内の新道方大橋まで
	8 南伊勢町道方地内の新道方大橋より大紀町の方へ500メートルの地点から同町東宮字豆方65番2地先まで
	9 南伊勢町東宮地内の東宮橋から同町河内地内の河内橋まで
	10 南伊勢町村山地内の村山大橋から同町小方竈字桂102番9まで
	11 南伊勢町小方竈字持角24番4から同町古和浦地内の栃木トンネルまで
	12 南伊勢町古和浦地内の古和浦大橋から紀北町東長島地内の孫太郎トンネル東側の交差点まで
一般国道 306号	1 いなべ市藤原町山口地内の冷川橋より滋賀県境の方へ50メートルの地点から滋賀県境まで
	2 鈴鹿市伊船町地内の市道三畑長澤線及び市道長澤264号との交差点から同市追分町地内の市道長澤269号との交差点及び市道長澤177号との交差点まで
一般国道 311号	1 尾鷲市大字南浦字矢ノ川長尾1980の2番地先から同市三木里の沓川橋まで
	2 尾鷲市三木里地内の八十川橋から同市古江町字ウル192番地先まで
	3 尾鷲市古江町字ウル192番地先より熊野市の方向へ1,000メートルの地点から尾鷲市賀田町字荒石19番地先まで
	4 尾鷲市曾根町地内の綱代橋から熊野市甫母町地内の甫母大川の樋門より尾鷲市梶賀町の方向へ100メートルの地点まで
	5 熊野市有馬町地内の市道大島山崎線との交差点から同市金山町地内の県道御浜北山線との交差点より同市有馬町の方向へ400メートルの地点まで
	6 熊野市金山町地内の県道御浜北山線との交差点より御浜町の方向へ100メートルの地点から同町神木地内の地藏橋より熊野市の方向へ250メートルの地点まで
	7 御浜町神木地内の地藏橋より奈良県の方向へ850メートルの地点から御浜町川瀬地内の県道御浜紀和線との交差点より熊野市の方向へ1,000メートルの地点まで
	8 御浜町川瀬地内の県道御浜紀和線との交差点の地点から熊野市紀和町小栗須地内の土伝橋より和歌山県境の方へ400メートルの地点まで
	9 熊野市紀和町小栗須地内の市道小栗須線との交差点から同市紀和町板屋地内の県道長尾板屋線との交差点まで
	10 熊野市紀和町小川口地内の小川口トンネルより御浜町の方向へ400メートルの地点から和歌山県境まで
一般国道 421号	いなべ市大安町石樽南地内の一般国道306号の交差点より石樽峠の方へ1,700メートルの地点から石樽峠の滋賀県境まで
一般国道 422号	1 滋賀県境から伊賀市丸柱地内の殿白橋まで
	2 伊賀市丸柱地内の宮田山住宅団地口の分岐点から同市諏訪地内の市道諏訪音羽線との分岐点まで
	3 伊賀市諏訪地内の諏訪地区市民センター前から同市諏訪地内の市道中山下出線との分岐点まで
	4 伊賀市諏訪地内の市道中山下出線との分岐点から同市大谷地内の県道高倉佐那具線との交差点までのバイパス
	5 大台町栗谷口から同町小滝地内の大村橋まで

一般国道 477号	6 大台町神滝地内の始神橋から同町桧原地内の桧原橋まで 菰野町千草の市之瀬橋から同町菰野の武平トンネルまで
県道 宮妻峽線	市道日永八郷線との交点から四日市市大字泊村字内谷1050番68地先まで
県道 四日市朝日線（都市計画道路朝日中央線）	川越町大字豊田字古川地内の一般国道1号との交差点から朝日町大字柿地内の町道朝日中央線との交差点まで
県道 津関線 （都市計画道路豊里八町線）	市道津駅一身田上津部田線との交差点から県道草生窪田津線との交差点まで
都市計画道路 河芸町島崎町線 （津市）	全区間
都市計画道路 鈴鹿中央線 （鈴鹿市）	1 県道三行庄野線のうち汲川原橋南詰交差点から汲川原町交差点まで 2 県道神戸長沢線のうち汲川原町交差点から鈴峰中学校西方交差点まで
県道 鈴鹿環状線	市道稲生三丁目332号線との交点から市道磯山四丁目169号線との交点まで
県道 上野鈴鹿線	鈴鹿市白子町字野瀬地の市道野町中二丁目340号線との交差点から同市稲生四丁目地内の市道加佐登鼓ヶ浦線との交差点まで
県道 名張曾爾線	名張市中知山地内の青蓮寺ダム管理所前から奈良県境まで
県道 赤目滝線	名張市赤目町長坂地内の砂防堰堤右岸から同市赤目町一ノ井地内の県道赤目掛線との分岐点まで
県道 青山高原公園線	伊賀市伊勢路地内の一般国道165号との分岐点から津市榑原町地内の市道南長野本線との分岐点まで
県道 久居美杉線	1 津市一志町大仰地内の大仰橋から同市白山町川口地内の坂本橋まで 2 津市美杉町八知地内の県道太郎生伊勢八知停車場線との分岐点より同市美杉町奥津の方向へ200メートルの地点から同市美杉町奥津地内の一般国道368号との分岐点より同市白山町の方向へ100メートルの地点まで
県道 鳥羽松阪線	1 伊勢市楠部町地内の県道伊勢南勢線との分岐点から同市神田久志本地内の倭姫宮参道入口まで 2 伊勢二見鳥羽ラインの全区間
県道 伊勢松阪線（都市計画道路秋葉山高向線）	伊勢市中島一丁目803番地1から同市御菌町高向字下蓼原1650番3まで
県道 大湊宮町停車場線	伊勢市御菌町高向字上万条3447番地先から県道伊勢松阪線との交点まで
県道 大台宮川線	1 大台町弥起井地内の新菌井橋から同町江馬地内の風呂の谷川橋まで 2 大台町天ヶ瀬地内の天ヶ瀬橋の分岐点から同町栗谷口まで
県道	大台町大杉地内の新大杉橋から同町桧原地内の終点まで

大台ヶ原線 県道 伊勢南勢線	1 伊勢市楠部町地内の県道鳥羽松阪線との分岐点から同市中村町地内の市道北中村桜木線との交差点まで 2 伊勢市宇治今在家町地内の一般国道23号との分岐点から南伊勢町五ヶ所浦地内の県道横輪南勢線との分岐点まで
県道 玉城南勢線	1 伊勢市横輪町地内の県道横輪南勢線との交差点より南伊勢町方向へ20mの地点から南伊勢町伊勢路地内の県道伊勢路伊勢線との分岐点より伊勢市方向へ200mの地点まで 2 南伊勢町伊勢路地内の県道伊勢路伊勢線との分岐点より龍仙山の方向へ400mの地点から同町船越地内の龍仙トンネルまで
伊勢志摩スカイライン（三重県観光開発株式会社の道路）	全区間
県道 伊勢磯部線	伊勢市宇治浦田町地内の浦田橋から志摩市磯部町恵利原地内の日向橋まで
県道 鳥羽阿児線（パールロード）	パールロードの全区間
県道 浜島阿児線	志摩市浜島町浜島字貝之脇1649—2番地先から同市浜島町桧山路字初吹4番3まで
県道 礪浦押淵線	1 南伊勢町礪浦地内の旧礪浦小学校正門前から同町相賀浦地内の大賀神社東側まで 2 南伊勢町相賀浦地内の町道竈線起点から同地内の一般国道260号との分岐点まで
県道 南勢浜島線	全区間
県道 城ノ浜山居線	全区間
旧県道 多田ヶ瀬山居線	紀北町東長島字城ノ濱3043番10地先から同町東長島字多田ヶ瀬3109番地の1地先まで
県道 九鬼港線	全区間
県道 中井浦九鬼線	尾鷲市向井地内の村島橋から同市九鬼町字平見887番32地先まで
県道 三木里インター線	全区間
県道 紀宝川瀬線	紀宝町井田字駒谷2050番1から同町鶴殿字外松原2225番1まで
県道 小船紀宝線	熊野市紀和町小船の起点から紀宝町鮎田地内の鮎田橋まで
市道 一身田長岡線（津市）	県道津関線（都市計画道路豊里八町線）との交差点から市道津駅一身田上津部田線との交差点まで
市道 上津部田1号線（津市）	全区間
市道 上津部田2号線（津市）	全区間

市道 津駅一身田上津部田 線（津市）	全区間
市道 国府526号線 （鈴鹿市）	全区間
市道 御菌149号線 （鈴鹿市）	全区間
市道 御菌161号線 （鈴鹿市）	全区間
市道 川南三軒家線（伊賀 市）	伊賀市島ヶ原地内の市道川南峰線との交差点から同市島ヶ原と同市長 田との字境まで
市道 三軒家島ヶ原線（伊 賀市）	伊賀市長田と同市島ヶ原との字境から同市長田地内の市道三軒家弁天 池線との交差点より京都府の方向へ200メートルの地点まで
市道 片田御座線（志摩市）	志摩市志摩町越賀地内の越賀海岸阿津里浜防潮堤の西側から同市志摩 町御座地内の市道マサキ線との分岐点まで
市道 横山線（志摩市）	志摩市阿児町鶴方地内の長尾橋から同市阿児町鶴方地内の市道横山支 線との交差点まで
市道 横山支線（志摩市）	志摩市阿児町鶴方地内の市道横山線との交差点から同市阿児町鶴方地 内の環境省管理用通路入口まで
町道 下津浦神津佐線（南 伊勢町）	全区間
町道 押淵大江線（南伊勢 町）	1 南伊勢町大江地内の終点から同地内の七軒家橋まで 2 南伊勢町大江地内の千原橋から同地内の起点まで
町道 古和浦棚橋竈線（南 伊勢町）	南伊勢町古和浦地内の北野神社（正面）から同町棚橋竈地内の終点ま で

(2) 鉄道

鉄道名	禁止区間
J R 関西本線	1 鈴鹿市高岡町地内の県道四日市鈴鹿線との交差点から同市木田町地 内の市道国分374号線との交差点まで 2 亀山市関町新所地内の久我山踏切から同市加太板屋地内の寺ヶ谷川 の鉄橋まで 3 亀山市加太北在家地内の一般国道25号との交差点から島ヶ原駅より 伊賀上野駅の方向へ300メートルの地点まで（伊賀市地内の一般国道25 号から100メートル以内の部分を除く。） 4 島ヶ原駅より月ヶ瀬口駅の方向へ300メートルの地点から京都府境 まで
J R 紀勢本線	1 鈴鹿川から津市睦合地内の県道三宅一身田停車場線まで 2 津市木造町地内の全区間 3 松阪市と多気町との境界から多気町相可地内の県道多気八太線との 交差点まで 4 大台町佐原地内の県道大台宮川線との交差点から大紀町阿曾地内の

	一般国道42号との交差点まで
	5 阿曾駅より伊勢柏崎駅の方向へ500メートルの地点から伊勢柏崎駅より阿曾駅の方向へ400メートルの地点まで
	6 伊勢柏崎駅より大内山駅の方向へ1,000メートルの地点から大内山駅より梅ヶ谷駅の方向へ1,500メートルの地点まで
	7 荷坂トンネルから大名倉トンネルより梅ヶ谷駅の方向へ500メートルの地点まで
	8 紀北町長島加田地内の一般国道42号との交差点から同町古里地内の海野トンネルより紀伊長島駅の方向へ500メートルの地点まで
	9 三野瀬駅より船津駅の方向へ300メートルの地点から紀北町馬瀬地内の大船川鉄橋まで
	10 紀北町馬瀬地内の町道馬瀬2号線から同町上里地内の大河内川鉄橋まで
	11 船津駅より相賀駅の方向へ2,000メートルの地点から相賀駅より船津駅の方向へ500メートルの地点まで
	12 紀北町便ノ山鷲毛地内の一般国道42号との交差点から尾鷲市宮の上地内の北川まで
	13 尾鷲市向井の矢の川鉄橋から賀田駅より三木里駅の方向へ1,000メートルの地点まで
	14 賀田駅より二木島駅の方向へ1,000メートルの地点から熊野市木本の木本トンネルまで
	15 御浜町阿田和上地の尾呂志川鉄橋より紀伊井田駅の方向へ200メートルの地点から紀伊井田駅より阿田和駅の方向へ700メートルの地点まで
J R 参宮線	1 多気駅から田丸駅より外城田駅の方向へ500メートルの地点まで
	2 田丸駅より宮川駅の方向へ500メートルの地点から伊勢市内の宮川まで
	3 伊勢市根起松の県道伊勢二見線との交差点から伊勢市二見町松下地内の五十鈴川派川まで
	4 松下駅より鳥羽駅の方向へ400メートルの地点から伊勢市二見町松下地内の一般国道42号との交差点（池之浦橋）より松下駅の方向へ400メートルの地点まで
	5 伊勢市二見町松下地内の一般国道42号との交差点（池之浦橋）より鳥羽駅の方向へ50メートルの地点から鳥羽市堅神地内の紙漉川鉄橋より松下駅の方向へ150メートルの地点まで
	6 鳥羽市堅神の紙漉川鉄橋より鳥羽駅の方向へ500メートルの地点から鳥羽駅まで
J R 名松線	津市と松阪市との境界から伊勢奥津駅まで
近鉄	桃園駅から津市と松阪市との境界まで
名古屋線	
近鉄	松阪市と明和町との境界から伊勢市御菌町地内の宮川まで
山田線	
近鉄	1 津市と松阪市との境界から美旗駅まで
大阪線	2 名張市瀬古口の一般国道165号との交差点から奈良県境まで
近鉄	1 船津駅から松尾駅まで
志摩線	2 白木駅より五知駅の方向へ600メートルの地点から上之郷駅より沓掛駅の方向へ250メートルの地点まで
	3 鵜方駅より志摩神明駅の方向へ300メートルの地点から志摩神明駅

	まで
近鉄 鳥羽線	1 宇治山田駅から池の浦駅まで
伊賀鉄道 伊賀線	2 池の浦駅より鳥羽駅の方 向へ500メートルの地点から鳥羽駅まで
	1 伊賀神戸駅から丸山駅まで
	2 市部駅より猪田道駅の方 向へ100メートルの地点から伊賀市四十九町地内の市道守田四十九町線との交差点まで
	3 伊賀市小田町地内の一般国道163号の交差点から伊賀上野駅まで

3 条例第3条第1項第6号の知事が指定する区域（道路、鉄道等に接続する地域の禁止区域）

(1) 道路

ア 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間並びに次の表に掲げる道路の区間（松阪市内を除く。）の両側500メートル以内の区域で当該区間内の道路から見える地域

路線名	区間
一般国道 477号	菰野町千草地内の市之瀬橋から同町菰野の武平トンネルまで
県道 青山高原公園線	伊賀市伊勢路地内の一般国道165号との分岐点から津市榊原町地内の市道南長野本線との分岐点まで
県道 伊勢磯部線	五十鈴トンネルから志摩路トンネルまでの区間
伊勢志摩スカイライン	全区間
県道 鳥羽阿児線	パールロードの全区間
県道 鳥羽松阪線	伊勢二見鳥羽ラインの全区間

イ 2の(1)の表の禁止区間の欄に掲げる道路の区間（アの表に掲げる道路の区間を除く。）の両側100メートル以内の区域で当該区間内の道路から見える地域

ウ 熊野市及び紀宝町地内の一般国道42号沿いの防風保安林の区域で同国道から見える地域

(2) 鉄道等

2の(2)の表の禁止区間の欄に掲げる鉄道の区間（駅構内の上り線発車信号機から進行方向に100メートル（急行列車の停車駅にあつては、150メートル）の地点と下り線発車信号機から進行方向に100メートル（急行列車の停車駅にあつては、150メートル）の地点との間を除く。）の両側100メートル以内の区域で当該区間内の鉄道から見える地域

4 条例第3条第1項第12号の知事が指定する区域（禁止区域とする広場）

東海旅客鉄道株式会社	四日市駅前広場
〃	亀山駅前広場
〃	津駅東広場
〃	阿漕駅前広場
〃	山田上口駅前広場
〃	伊勢市駅前広場
近畿日本鉄道株式会社	四日市駅前広場
〃	宇治山田駅前広場
〃	津駅西広場
〃	鳥羽駅前広場
〃	五十鈴川駅前広場
〃	桔梗が丘駅前広場

5 条例第4条第1項第5号の知事が指定する区域（電柱、街灯柱等への掲出を禁止する区域）

(1) 県道湯の山温泉線のうち、菰野町湯の山地内の神明橋から香雲橋までの区域

(2) 津市内の市道津駅一身田上津部田線のうち、津駅西広場から同市大谷町地内の市道上浜元町

線との交差点までの区域

- (3) 県道津関線のうち、津市広明町地内の県道津久居線との交差点から同地内の市道津駅一身田上津部田線との交差点までの区域
- (4) 県道津久居線のうち、津市広明町地内の県道津関線との交差点から、同市観音寺町地内の新町大橋までの区域
- (5) 津市内の市道栗真中山町一身田駅線のうち、安楽橋から栄橋までの区域
- (6) 国道及び都市計画区域内の主要地方道（道路法（昭和27年法律第180号）第56条の規定に基づき国土交通大臣が指定した主要な県道をいう。）の交差点に設置されている交通信号機から10メートル以内の区域のうち当該道路の区域

6 条例第5条第1項第3号の知事が指定する区間（道路、鉄道等の許可区間）

(1) 道路

路線名	許可区間
一般国道 42号	大台町、大紀町及び紀宝町地内の全区間（2の項(1)の表一般国道42号の項に掲げる区間を除く。）
一般国道 422号	大台町小滝地内の大村橋から同町神滝地内の始神橋まで
県道 大台宮川線	1 大台町佐原の起点から同町弥起井地内の新菌井橋まで 2 大台町江馬地内の江馬橋から同町天ヶ瀬地内の天ヶ瀬橋の分岐点まで
県道 伊勢南島線	度会町内の全区間
県道 小船紀宝線	紀宝町鮎田地内の鮎田橋から同町成川地内の一般国道42号との分岐点の終点まで

(2) 鉄道

路線名	許可区間
J R 紀勢本線	大台町、大紀町及び紀宝町の全区間（2の項(2)の表J R紀勢本線の項に掲げる区間を除く。）

7 条例第5条第1項第4号の知事が指定する区域（道路、鉄道等に接続する地域の許可地域）

(1) 道路

ア 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間並びに3の(1)のアの表に掲げる道路の区間の両側500メートルを超え、1,000メートル以内の区域で当該区間内の道路から見える地域

イ 2の(1)の表の禁止区間の欄に掲げる道路の区間（3の(1)のアの表に掲げる道路の区間を除く。）及び6の(1)の表の許可区間の欄に掲げる道路の区間の両側500メートル以内の区域（3の(1)のイ及びウの地域を除く。）で当該区間内の道路から見える地域

(2) 鉄道等

2の(2)の表の禁止区間の欄に掲げる鉄道の区間及び6の(2)の表の許可区間の欄に掲げる鉄道の区間の両側500メートル以内の区域（3の(2)の地域を除く。）で当該区間内の鉄道から見える地域

前文（抄）（昭和58年12月23日三重県告示第686号）

昭和59年1月1日から施行する。

前文（抄）（昭和59年10月12日三重県告示第488号）

昭和59年11月1日から施行する。

前文（抄）（昭和60年3月15日三重県告示第112号）

昭和60年4月1日から施行する。

前文（抄）（平成2年10月26日三重県告示第571号）

平成2年11月1日から施行する。

前文（抄）（平成4年7月24日三重県告示第389号）

平成4年8月1日から施行する。

前文（抄）（平成7年4月18日三重県告示第228号）

平成7年5月1日から施行する。

前 文（抄）（平成9年4月8日三重県告示第792号）

平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成10年3月3日三重県告示第97号）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示の施行日以後において、区域、地域等の指定又は変更により、新たに表示若しくは設置を禁止されることとなり、又は許可を要することとなる広告物若しくは提出物件については、この告示の施行日から一年間（改正前の告示により許可を受けているものについては、当該許可の期間の満了の日までの間）は、改正後の告示にかかわらず、引き続き表示し、又は設置することができる。

附 則（平成11年12月28日三重県告示第620号）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示の施行日以降において、区域及び区間の指定又は変更により、新たに表示若しくは設置を禁止されることとなり、又は許可を要することとなる広告物若しくは掲出物件については、この告示の施行日から一年間（改正前の告示により許可を受けているものについては、当該許可の期間の満了の日までの間）は、改正後の告示にかかわらず、引き続き表示し、又は設置することができる。

附 則（平成13年3月21日三重県告示第139号）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示の施行日以後において、区域、地域等の指定又は変更により、新たに表示若しくは設置を禁止されることとなり、又は許可を要することとなる広告物若しくは掲出物件については、この告示の施行日から一年間（改正前の告示により許可を受けているものについては、当該許可の期間の満了の日までの間）は、改正後の告示にかかわらず、引き続き表示し、又は設置することができる。

附 則（平成14年3月29日三重県告示第196号）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。ただし、2の項(1)の表一般国道42号の項第10号の改正規定は、当該区間の供用開始の告示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に一般国道260号の志摩町布施田地内の町道奥山線との交差点から同町和具地内の町道長谷線との分岐点までのバイパスにおいて表示されている広告物又は設置されている掲出物件については、改正後の2の項(1)の表の規定は、この告示の施行の日から1年間は適用しない。
- 3 2の項(1)の表一般国道42号の項第10号の改正規定の施行の際現に一般国道42号の松阪市上川町の県道鳥羽松阪線の交差点から同市佐久米町の県道伊勢松阪線の交差点までのバイパスにおいて表示されている広告物又は設置されている掲出物件については、改正後の2の項(1)の表の規定は、この告示の施行の日から1年間は適用しない。

附 則（平成15年11月28日三重県告示第711号）

この告示は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成16年5月11日三重県告示第419号）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示の施行日以後において、区域及び区間の指定又は変更により、新たに表示若しくは設置を禁止されることとなり、又は許可を要することとなる広告物若しくは掲出物件については、この告示の施行日から一年間（改正前の告示により許可を受けているものについては、当該許可の期間の満了の日までの間）は、改正後の告示にかかわらず、引き続き表示し、又は設置することができる。

附 則（平成17年3月31日三重県告示第299号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。ただし、2の項(1)の表一般国道167号の項に1号を加える改正規定は、公表の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（平成18年8月15日三重県告示第567号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成18年10月6日三重県告示第660号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日三重県告示第263号）

- 1 この告示は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に一般国道23号の中勢バイパスのうち津市内の区間及び鈴鹿市内の区間において表示されている広告物又は設置されている掲出物件については、改正後の2の項(1)の表中一般国道23号の規定は、この告示の施行の日から3年間は適用しない。

附 則（平成20年2月29日三重県告示第114号）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。ただし、2の項(1)の表の改正規定中

を

市道 津駅見当山線（津市）	全区間
------------------	-----

市道 津駅見当山線（津市）	全区間
市道 稲生390号線（鈴鹿市）	鈴鹿市白子町字野瀬地先から県道上野鈴鹿線との交差点まで

に改める部分は、市道稲生390号線（鈴鹿市）のうち、鈴鹿市白子町字野瀬地先から県道上野鈴鹿線との交差点までの区間の供用開始の告示の日から施行する。

- 2 この告示の施行の際現に市道庄野汲川原線のうち汲川原橋南詰交差点から汲川原町交差点までの区間、県道辺法寺加佐登停車場線のうち汲川原町交差点から津賀町西交差点までの区間、市道津賀三畑線のうち津賀町西交差点から三畑町中交差点までの区間及び県道神戸長澤線のうち三畑町中交差点から鈴峰中学校西方交差点までの区間において適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件については、改正後の2の項(1)の表中都市計画道路鈴鹿中央線（鈴鹿市）の規定は、この告示の施行の日から3年間は適用しない。

附 則（平成21年3月31日三重県告示第229号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日三重県告示第177号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月22日三重県告示第180号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日三重県告示第226号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月25日三重県告示第379号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日三重県告示第223号）

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に県道伊勢松阪線（都市計画道路秋葉山高向線）のうち伊勢市中島1丁目803番地1から伊勢市御園町高向字下蓼原1650番3までの区間及び県道大湊宮町停車場線のうち伊勢市御園町高向字上万条3447番地先から県道伊勢松阪線との交点までの区間において適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件については、改正後の2の項(1)の表中県道伊勢松阪線（都市計画道路秋葉山高向線）の規定及び同表中県道大湊宮町停車場線の規定は、この告示の施行の日から3年間は適用しない。

附 則（平成26年3月28日三重県告示第240号）

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。ただし、本文の改正規定、3の項(1)ア及びイ

の改正規定、7の項(1)ア及びイの改正規定並びに8の項を削る改正規定は、公表の日から施行する。

- 2 この告示の施行の際現に県道鈴鹿環状線、市道国府526号線、市道御菌149号線及び市道御菌161号線の区間において適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件については、改正後の2の項(1)の表中県道鈴鹿環状線の規定、市道国府526号線の規定、市道御菌149号線の規定及び市道御菌161号線の規定は、この告示の施行の日から3年間は適用しない。

附 則(平成27年2月20日三重県告示第107号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月8日三重県告示第168号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年10月27日三重県告示第753号)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。ただし、2の項(1)の表中一般国道167号の項第2号及び一般国道260号の項第1号の改正規定は、一般国道167号の志摩市阿児町鶴方地内から志摩市磯部町穴川地内までの区間の供用開始の告示の日から、一般国道306号の項第2号の改正規定は、一般国道306号の鈴鹿市長澤町地内の県道神戸長沢線との交差点から同市追分町地内の市道長澤269号との交差点及び市道長澤177号との交差点までの区間の供用開始の告示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に一般国道167号の志摩市阿児町鶴方地内の市道神杣線との交差点から志摩市磯部町穴川土橋1162-88番地先までの区間、一般国道260号の志摩市阿児町鶴方地内の市道神杣線との交差点から同市阿児町鶴方地内の県道鳥羽阿児線との交差点までの区間及び一般国道306号の鈴鹿市長澤町地内の県道神戸長沢線との交差点から同市追分町地内の市道長澤269号との交差点及び市道長澤177号との交差点までの区間において適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件については、改正後の2の項(1)の表中一般国道167号の規定、一般国道260号の規定及び一般国道306号の規定は、この告示の施行の日から3年間は適用しない。

附 則(平成30年1月30日三重県告示第63号)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。ただし、2の項(1)の表中一般国道422号の改正規定は、一般国道422号の伊賀市諏訪地内から伊賀市大谷地内までの区間の供用開始の告示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に県道玉城南勢線の伊勢市横輪町地内の県道横輪南勢線との交差点より南伊勢町方向へ20mの地点から南伊勢町伊勢路地内の県道伊勢路伊勢線との分岐点より伊勢市方向へ200mの地点までの区間及び南伊勢町伊勢路地内の県道伊勢路伊勢線との分岐点より龍仙山方向へ400mの地点から同町船越地内の龍仙トンネルまでの区間において適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件については、改正後の2の項(1)の表中県道玉城南勢線の規定は、この告示の施行の日から3年間は適用しない。

附 則(令和2年3月6日三重県告示第131号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月18日三重県告示第122号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和5年12月1日三重県告示第754号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和7年3月21日三重県告示第176号)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。ただし、2の項(1)の表中一般国道167号の項の改正規定(同項中「第二伊勢道路」を加える改正規定を除く。)は、一般国道167号の志摩市磯部町恵利原字カリ倉1994番20地先から同市磯部町五知字本田元73番3地先までの区間の供用開始の日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に前項の区間又は当該区間の両側100メートル以内の区域において適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件については、改正後の2の項(1)の表中一般国道167号の項第1号の規定は、前項ただし書に規定する施行の日から3年間は適用しない。